少額契約におけるオープンカウンター方式の実施 について

当機構では、契約における更なる競争性、公平性、透明性を確保する観点から、少額契約(予定価格が少額(工事又は製作:250万円以下、財産買入:160万円以下、物件借受:80万円以下、その他:100万円以下)の契約)について、見積りの相手方を発注者が公募し、見積合せへの参加を希望する者からの見積書提出により、受注者を決定する「オープンカウンター方式」(公募型見積合せ方式)を実施することとしました。

昨年 11 月から 12 月までの試行実施の結果を踏まえ、新たに、① 郵送による見積書提出を認める、②見積書提出と同時に業者登録申 請手続を行うことにより、未登録業者であっても競争に参加できる ように改善を図りました。

「オープンカウンター方式」に係る個別の見積合せの公示については、ホームページ上の各支社等の入札公告等に掲示されますので、 そちらをご覧ください。

以上